

消費者スマイル基金 「悪質な訪販リフォーム被害防止活動」
非営利法人（（特定）適格消費者団体含む）の行う注意喚起や広報、情報収集活動に対する
助成（１）
（実施要領）

助成の対象：

非営利法人（（特定）適格消費者団体含む）が行う次の業務

○「悪質な訪販リフォーム被害防止活動」

消費者への注意喚起や広報、情報収集活動

※複数の業務を行った旨の申請であっても１件の申請として取り扱います。

対象期間（上記業務を実施する期間）：

2025年4月1日（火）～2026年3月31日（火）

助成金額の上限：

各団体からの申請について、当基金の審査の上で、クラウドファンディングで寄せられた寄付金の額に応じて、設定する助成上限額の範囲で実施します。なお、助成上限額は6月末に当基金ホームページにて公表します。

申請方法：

下記書類を郵送またはメール添付にて送付ください。

① 申請書

・実施を予定している悪質訪販リフォーム被害に関する注意喚起、広報活動、情報収集活動の概要及び申請金額。当該事業の実施計画と予算。

② 申請団体に係る書類（適格消費者団体は省略可）

沿革、定款、役員名簿、前年度の事業報告と決算書及び今年度の事業計画書と予算書

○提出期限

2025年7月20日（日）必着とします。

審査について：

助成申請を受けて、当基金内において応募内容の審査を行い、額を勘案し、助成の可否及び助成額を決定します。決定の通知・公表は、2025年8月上旬とします。

助成決定後の契約について：

助成を決定した場合は、添付内容にて助成契約書を取り交わしていただきます。助成金の目的外使用の禁止（第4条）、活動報告書（第5条）、報告の聴取（第6条）、助成決定の取消（第7条）、助成金の返還（第8条）、消費者スマイル基金からの助成を受けている旨の表

示(第9条)等、助成契約書の内容をご確認の上、助成申請くださいますようお願いいたします。

活動後の報告について

別添の契約書第5条に従って、活動報告書を指定の時期までに提出くださいますようお願いいたします。